

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の税率

1 法人県民税

【均等割】

区 分		均等割額	いわての森林 づくり県民税※3	加算後の 均等割額
ア ※1	資本金等の額※2 が 50 億円を超える法人	年額 800,000 円	80,000 円	880,000 円
	資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 540,000 円	54,000 円	594,000 円
	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 130,000 円	13,000 円	143,000 円
	資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人	年額 50,000 円	5,000 円	55,000 円
イ	アの法人以外の法人	年額 20,000 円	2,000 円	22,000 円

※1 アは保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除きます。

※2 「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、一定の欠損の填補又は損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。

また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」と読み替えてください。

※3 「いわての森林づくり県民税」は、県民税均等割の税率の特例として、平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から加算しております。

【法人税割】

区 分		税 率	
		H 2 6 . 1 0 . 1 ~ R 1 . 9 . 3 0 に 開 始 す る 事 業 年 度 分	R 1 . 1 0 . 1 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 分
ア ※1	資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人※2	4.0%	1.8%
	保険業法に規定する相互会社		
	課税標準となる法人税額が年 1,000 万円超の法人※3		
	清算確定申告を行う法人※4		
イ	アの法人以外の法人※2	3.2%	1.0%

※1 一定の基準の法人に対し特例税率（0.8%を上乗せ＝適用後の税率 1.8%）を適用しております。

※2 清算予納申告を行う法人の税率は、算定期間の末日の「資本金の額又は出資金の額」によります。

※3 2 以上の都道府県に事務所等を有する法人については、分割される前の額によります。中間決算に基づく中間申告書を提出する場合は、500 万円超の法人となります。

事業年度が 1 年に満たない場合の「1,000 万円」は月割りとなります。

※4 清算確定申告を行う法人とは、平成 22 年 9 月 30 日までの解散等（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税に係る法人税割額を納付する法人です。

2 法人事業税

次の(1)及び(2)の表における、事業区分1は地方税法第72条の2第1項第1号、事業区分2は同項第2号、事業区分3は同項第3号、事業区分4は同項第4号に規定する事業が該当します（以下3(1)及び(2)の表において同じ）。

また、事業区分1に該当する法人の課税標準となる所得金額の区分については、事業年度が1年に満たない場合、月割計算となります。

(1) 外形標準課税法人

事業区分	法人区分	事業税の区分		課税標準	税率				
					H27.4.1～ H28.3.31に 開始する 事業年度分	H28.4.1～ R1.9.30に 開始する 事業年度分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する 事業年度分	R2.4.1～ R4.3.31に 開始する 事業年度分	R4.4.1以後 に 開始する 事業年度分
1	外形標準課税法人である普通法人	所得割	3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得	3.10%	0.70%	1.00%	1.00%	1.00%
			上記以外の法人	年400万円以下の所得	1.60%	0.30%	0.40%	0.40%	
				年400万円超800万円以下の所得	2.30%	0.50%	0.70%	0.70%	
				年800万円超の所得	3.10%	0.70%	1.00%	1.00%	
		付加価値割	付加価値額	付加価値額	0.72%	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
3	外形標準課税法人である電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業）を行う法人	収入割	収入金額	収入金額	0.90%	0.90%	1.00%	0.75%	0.75%
		付加価値割	付加価値額	付加価値額	-	-	-	0.37%	0.37%
		資本金割	資本金等の額	資本金等の額	-	-	-	0.15%	0.15%

(2) 外形標準課税が適用されない法人

事業区分	法人区分	事業税の区分		課税標準	税率				
					H27.4.1～ H28.3.31に 開始する 事業年度分	H28.4.1～ R1.9.30に 開始する 事業年度分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する 事業年度分	R2.4.1～ R4.3.31に 開始する 事業年度分	R4.4.1以後 に 開始する 事業年度分
1	特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等）	所得割	資本金1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得	4.60%	4.60%	4.90%	4.90%	4.90%
			上記以外の法人	年400万円以下の所得	3.40%	3.40%	3.50%	3.50%	3.50%
				年400万円超の所得	4.60%	4.60%	4.90%	4.90%	4.90%
	普通法人（外形標準課税法人を除く）、公益法人等、人格のない社団等	所得割	資本金1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所等を有する法人	所得	6.70%	6.70%	7.00%	7.00%	7.00%
			上記以外の法人	年400万円以下の所得	3.40%	3.40%	3.50%	3.50%	3.50%
				年400万円超800万円以下の所得	5.10%	5.10%	5.30%	5.30%	5.30%
2	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業を除く）、導管ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	収入金額	収入金額	0.90%	0.90%	1.00%	1.00%	1.00%
		所得割	所得	所得	-	-	-	1.85%	1.85%
3	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業）を行う法人（外形標準課税法人を除く）	収入割	収入金額	収入金額	0.90%	0.90%	1.00%	0.75%	0.75%
4	特定ガス供給業を行う法人	収入割	収入金額	収入金額					0.48%
		付加価値割	付加価値額	付加価値額					0.77%
		資本金割	資本金等の額	資本金等の額					0.32%

3 特別法人事業税又は地方法人特別税**(1) 外形標準課税法人**

事業区分	法人区分	課税標準	地方法人特別税		特別法人事業税		
			H27.4.1～ H28.3.31に 開始する 事業年度分	H28.4.1～ R1.9.30に 開始する 事業年度分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する 事業年度分	R2.4.1～ R4.3.31に 開始する 事業年度分	R4.4.1以後 に開始する 事業年度分
1	外形標準課税法人である普通法人	所得割額	93.50%	414.20%	260.00%	260.00%	260.00%

(2) 外形標準課税が適用されない法人

事業 区分	法 人 区 分	課 税 標 準	地方法人特別税		特別法人事業税		
			H27.4.1～ H28.3.31に 開始する 事業年度分	H28.4.1～ R1.9.30に 開始する 事業年度分	R1.10.1～ R2.3.31に 開始する 事業年度分	R2.4.1～ R4.3.31に 開始する 事業年度分	R4.4.1以後 に開始する 事業年度分
1	特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等）	所 得 割 額	43.20%	43.20%	34.50%	34.50%	34.50%
	普通法人（外形標準課税法人を除く）、公益法人等、人格のない社団等	所 得 割 額	43.20%	43.20%	37.00%	37.00%	37.00%
2	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業を除く）・導管ガス供給業・保険業を行う法人	収 入 割 額	43.20%	43.20%	30.00%	30.00%	30.00%
3	電気供給業（発電・小売電気事業及び特定卸供給業）を行う法人（外形標準課税法人を除く）	収 入 割 額	43.20%	43.20%	30.00%	40.00%	40.00%
4	特定ガス供給業を行う法人	収 入 割 額					62.50%

【外形標準課税の適用対象】

外形標準課税の適用対象が変わります！

◆ 令和7年3月31日以前に開始する事業年度

当該事業年度末に資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が1億円超の普通法人

◆ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度

次の①又は②に該当する法人に外形標準課税を適用します。

- ① 当該事業年度末に資本金の額等が1億円超の普通法人
- ② 当該事業年度末に資本金の額等が1億円以下であって、前事業年度に外形標準課税が適用された法人であり、資本金と資本剰余金の合計額（以下「払込資本の額」という。）が10億円を超える普通法人

経過措置 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）について

は、次の①から③のすべての要件を満たす場合、上記に関わらず外形標準課税が適用されます。

《要件》①地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布日（令和6年3月30日）（以下「R6改正法公布日」という。）以後に資本金の額等を1億円以下に減資している。②R6改正法公布日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度に外形標準課税が適用されている。③最初事業年度末の資本金の額等が1億円以下かつ払込資本の額が10億円超の普通法人。

◆ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度

次の①から③のいずれかに該当する法人に外形標準課税を適用します。

- ① 当該事業年度末に資本金の額等が1億円超の普通法人
- ② 当該事業年度末に資本金の額等が1億円以下であって、前事業年度に外形標準課税が適用された法人であり、払込資本の額が10億円を超える普通法人
- ③ 当該事業年度末に資本金の額等が1億円以下であって、特定法人（※1）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人であり、当該事業年度末において払込資本の額（※2）が2億円を超える普通法人

※1 払込資本の額が50億円を超える法人（外形標準課税の適用対象外である法人を除く）及び、保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む）。

※2 ここでいう「払込資本の額」は、R6改正法公布日以後に当該法人が行う資本剰余金を原資とした配当等により減少した払込資本の額を加算した額。

特例措置 産業競争力強化法の改正法施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編によって100%子法人に該当することとなった法人等については、上記に関わらず株式の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日後5年を経過する日を含む事業年度までの事業税に限って外形標準課税が適用されません。